

## 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）に関するQ&A

### 1 受講要件について

**問1** 障害福祉サービスに係る報酬加算の要件を満たしていないと、研修を受講できないか。

(答) 令和2年度東京都強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）募集要項（以下「募集要項」という。）2の「研修対象者」の要件を満たしている方であれば、どなたでも受講できます。加算の請求や届出の有無は受講要件ではありません。

**問2** 報酬加算に関係のないサービス種別の施設職員だが、受講しても差し支えないか。加算の内容説明が研修内容か。

(答) 加算に関係のないサービス種別の方でも、受講に差し支えありません。強度行動障害を有する方の支援に必要な知識習得のための研修です。

**問3** 都外施設の職員は対象外か

(答) 原則は対象外です。募集要項2「研修対象者」で都内の事業所に従事している方を対象としています。但し、定員に余裕のある場合は、都外施設の職員も受講できます。

**問4** 4日間の日程のうち、一部のみの受講は可能か。

(答) 受講できません。募集要項2「研修対象者」で「研修の全過程に参加可能な方」を対象としています。4日間とも参加が可能な日程にお申込みください。  
なお、3日間（1日2時間程度 計6時間）の講義をすべて受講していないと、演習は受講できません。

### 2 研修内容について

**問5** 各期のカリキュラムに違いはあるのか。どの日程で受講しても加算の届出は可能か。

(答) 研修カリキュラムは各期で同一なので、どの日程でも受講できますし、障害福祉サービス等の報酬加算の研修要件にも該当します。

**問6** 第1期の講義と第2期の演習を組み合わせ受講することは可能か。

(答) 開催時期が異なる日程を組み合わせ受講することはできません。第1期の講義を受講する場合の演習は、1Aから1Eまでの日程を希望してください。

### 3 申込方法について

**問7** インターネットやメール、FAXによる受講申込は可能か。

(答) できません。郵送のみの受付です。

**問8** 窓口への持参提出は可能か。

(答) できません。

**問9** 同一法人内の事業所は、まとめて申込みを行ってもよいか。

(答) 受講者推薦書は、事業所ごとに作成してください。複数の事業所分を1通に同封してご提出いただくことは可能です。

### 4 受講者推薦書の記載内容について

**問10** 事業所からの推薦人数が9人以上になる場合はどうしたらよいか。推薦人数に制限はあるか。

(答) 別紙で、推薦順位を付した推薦名簿を添付してご提出ください。応募者多数の場合、事業所からの推薦順位をもとに受講者を決定します。1事業所からの推薦人数の制限はありません。

**問11** 管理者等が受講を希望する場合、受講者推薦書はどのように記入したらよいか。

(答) 管理者が受講者（管理者本人）を推薦する形で受講者推薦書を作成してください。

**問12** 複数のサービスで指定を受けている事業所の場合、事業種別はどのように記入したらよいか。

(答) 該当するサービス種別のすべての□にチェックをつけて下さい。

**問13** 「同一事業所内での強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）必要修了者数」は何を記載すればよいか。

（答）令和2年5月1日時点における加算項目の届出を基に報酬加算の請求に必要な修了者数をご記入ください。算定に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について（障発0330第4号平成30年3月30日付）」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）の一部改正について（障発0330第5号平成30年3月30日付）」をご参照ください。

**問14** 「今後の基礎研修の受講予定」は、何を記載すればよいか

（答）申込時点における事業所内の受講予定者数を分かる範囲で記載してください。来年度以降の研修企画のためにお伺いしています。来年度以降の受講者数を限定するものではありません。

**問15** 受講者推薦書は必ず提出しなければならないか。

（答）現在、障害福祉サービス等事業所に従事している方は必ず所属から受講者推薦書と一緒に申込書を送付してください。

**問16** 事業者からの推薦のない個人の申込みはできないか。

（答）障害福祉サービス等事業所に今後従事する予定のある方であれば、お申込みできますが、応募者多数の場合は、事業所から推薦のある方が優先になります。

**問17** 既に申込書・受講者推薦書を提出したあと、さらに受講させたい職員を追加したい場合はどうしたらよいか。

（答）追加の申込み分が出た場合は、その時点で当財団（TEL03-3344-8551）まで電話でご連絡ください。

## 5 申込書の記載内容について

**問18** 希望する日程を第3希望まで記入することになっているが、希望する日程が2つ（1つ）までしかない場合でも第3希望まで記入が必要か。また、第4希望、第5希望まで記入してもよいか。

（答）希望する日程が2つ以下の場合は第3希望まで記入する必要はありませんが、記入された日程の中でみの調整となりますので、希望された日程がすべて応募者多数の場合、受講できない場合が高くなります。第4希望以降の日程を記入された方については、その日程についても、応募者多数の場合には受講決定の際に参考とさせていただきます。

**問19** 実務経験について、「強度行動障害を有する者（児）に対する支援に携わった経験年数」は何を記載すればよいか。

（答）募集要項1「目的」の「強度行動障害を有する者（児）とは（目安）」の内容をご確認のうえ、記載してください。支援の経験がない場合は空欄でご提出ください。受講決定した方の演習グループ分けの参考とさせていただきます。

## 6 受講決定について

**問20** 受講決定通知はいつ頃送付されるか。

（答）令和2年7月上旬の発送を予定しています。

**問21** 今回の受講決定で不決定だった場合、第2期以降に再度申込はできるか。

（答）早期に受講決定を行い、年間を通じて計画的に受講していただくため、今回の受講決定で第1期から第3期までの受講者全員を決定します。

## 7 行動援護従事者養成研修との関係について

**問22** 行動援護従事者養成研修とはどのような関係か。

（答）行動援護従事者養成研修の課程は、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修と同一です。行動援護従事者養成研修等を修了した方は、強度行動障害支援者養成研修の受講の必要はありません。

**問23** 強度行動障害支援者養成研修と行動援護従事者養成研修の違いは何か。

（答）強度行動障害支援者養成研修は、主に施設に従事する方を対象とした研修内容となっているのに対し、行動援護従事者養成研修は居宅系サービスに従事する方が対象となっています。居宅系のサービスに従事する方は、行動援護従事者養成研修を受講することをお勧めします。この研修の開催状況については、東京都福祉保健局の下記ホームページで確認できます。

※東京都福祉保健局「2 障害者居宅介護従業者基礎研修等 開講日程の御案内」  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/seifuku/chiiki/shirase/kyotaku.html>

**問24** 行動援護の従事要件になっている研修内容はなにか。

（答）行動援護従事者養成研修修了もしくは強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修の修了です。

**8 オンライン講義について**

**問25** オンライン講義の受講に必要なものは何か。

（答）オンライン講義で使用するオンライン会議システムでは、パソコンの外、Wi-Fi 環境にあるタブレット端末やスマートフォンでも視聴できるものを予定しています。オンライン講義受講に必要な推奨環境等については、別紙3「オンライン講義受講で推奨するシステム要件」をご確認ください。

**問26** 自宅にパソコン等のオンライン講義の視聴環境がない場合、受講できないか。

（答）オンライン講義の視聴に必要な環境及び視聴時間は、受講者を推薦する事業所が責任をもって確保してください。感染拡大防止のため、集合研修による講義は予定していません。

**問27** オンライン会議システムを利用したことがないが、操作はかんたんか。

（答）一般的にはオンライン講義システムの操作に特別な知識等は必要ありません。受講決定者には、事前に講義の視聴に必要な会議ID等のほか、初期設定等に関する視聴ガイドを配布するとともに、講義前にテスト期間を設ける予定です。設定や操作に不安のある場合はこの期間にご確認ください。

**問28** これから講義はすべてオンライン講義で実施するのか。

（答）オンラインによる講義は緊急対応として実施するため、新型コロナウイルスの影響の終息後は、昨年度までと同様の集合研修に戻る予定です。年度途中で講義部分の集合研修が可能になった場合は、事前にホームページ等でお知らせいたします。

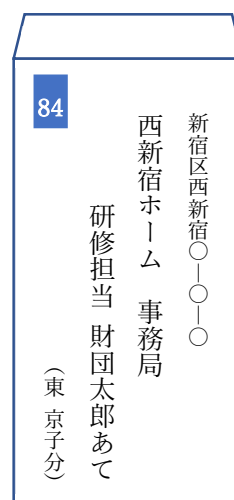
但し、演習はオンラインでは実施できないため、感染防止に配慮した内容に変更した集合研修で開催しますのでご了承ください。

## 9 その他

**問29** 募集要項4の「受講申込」(1)必要書類の(ウ)返信用封筒送付先は事業所でもよいか。

（答）事業所の研修担当者をあて名にしても申込者自宅あてでも構いませんが、必ず受講申込者ごとに1通分の返信用封筒を作成し、研修担当者あての場合は受講希望者の個人名をカッコ書きで記入してください。（右記記入例参照）

また、受講決定発送後、研修担当者もしくは申込者ご本人から書類が届かないというお問合せが大変多くなっていますので、申込時に事業所内のどなたが受講決定通知を受領されるか確認をお願いします。



返信用封筒記載例

**問30** 複数の受講決定通知をまとめて1通の返信用封筒に同封できないか。

（答）申し訳ありませんが、受講希望者1名につき1通の返信用封筒の作成をお願いいたします。

**問31** 昨年度の申込状況は。

（答）2019年度の基礎研修申込状況は以下のとおりです。

募集定員	990名
申込者数	1,542名
受講決定者数	1,050名

**問32** 令和2年度東京都強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の募集要項はいつ頃公表されるか。

（答）令和2年7月以降に財団ホームページで公表する予定です。研修日程等もそちらをご覧ください。